

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第3回朝霞市緑化推進会議		
開催日時	令和7年11月6日（木） 午後2時00分から午後4時00分まで		
開催場所	朝霞市役所 大会議室（手前）		
出席者の職・氏名	出席委員11人 古賀会長、堂本副会長、増田委員、大橋委員、渡辺貴子委員、藤井委員、森委員、柴野委員、山本委員、田島委員、大貫委員 事務局9人 松岡都市建設部長、まちづくり推進課：村沢審議監兼部次長兼課長、開発建築課：塩味都市建設部次長、みどり公園課：松下課長、四方田課長補佐、鈴木係長、伊藤主事 (株) 地球スケッチ：山下、甘粕		
欠席者の職・氏名	欠席委員5人 高堀委員、鈴木委員、渡辺淳史委員、本多委員、高橋委員		
議題	(1) 花とみどりのまちづくり構想（第6期）令和6年度事業進捗状況報告書（案）について (2) 計画構成（案）について (3) 重点施策及びみどりの目標（案）について (4) 地域別計画（案）について (5) みどりの将来像図（案）について		
会議資料	次第 資料1-1 花とみどりのまちづくり構想（第6期）令和6年度事業進捗状況報告書 資料1-2 花とみどりのまちづくり構想（第6期）における重点的取組の実績の概要について 資料2 計画の構成（案）について 資料3 重点施策及びみどりの目標（案） 資料4 地域別計画（案）について 資料5 みどりの将来像図（案）について 参考資料1 令和7年度第2回朝霞市緑化推進会議の主な意見と対応方針 参考資料2 朝霞市みどりの基本計画策定支援業務 工程表		
会議録の作成方針	<p><input checked="" type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 <input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 <input type="checkbox"/>要点記録 <input type="checkbox"/>電磁的記録での保管（保存年限 年）</p> <table border="1"> <tr> <td>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td> <td> <input checked="" type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月 </td> </tr> </table> <p>会議録の確認方法 会長による確認</p>	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月		
傍聴者の数	0人		
他の必要事項	なし		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第3回朝霞市緑化推進会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会の出席委員でございますが、総数16人中11人でございますので、朝霞市緑化推進条例施行規則第12条に定める開催定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、高堀委員、鈴木委員、渡辺淳史委員、本多委員、高橋委員におかれましては、本日所用のため、欠席の御連絡を事前に頂いております。

また、事務局席に、「みどりの基本計画」の策定支援業務を受注された、株式会社地球スケッチの山下様にも御参加いただいておりますので、御承知おきください。

それでは、議事進行につきましては、古賀会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○古賀会長

皆さん、こんにちは。前回の会議が、恐らく9月でした。暑い中でやって、急に寒くなって、大分秋めいてきたのかなと思うのですが、何か秋がすぐに何か冬になりそうな雰囲気で、先週末も僕は、信濃町の辺りに行っていたのですが、まだイチョウは、青々としてるというか緑で、いつ紅葉するのかなと思いながら、今日ちょっと朝霞に早めに着いたのでシンボルロードを歩いたのですが、結構、落ち葉が落ちている。落葉してきて紅葉もしてきたので、大分、秋めいてきたなという印象は受けたのですが、その一方で、全国的にクマの被害ですとか。今、ちょっと江戸川で仕事をしているのですが、江戸川ではイノシシが出たりとか、何かとんでもないことが起きているのですが、やはりそういったことでいくと、地球が温かくなっているせいか、開花時期とか紅葉時期とか、全てが狂い始めているのかなというのが、植物で思っていたのですが、それが、自分たちの生活にも脅かされるようなことが起きつつあるというのが、すごく気になっている最近なんですが。

堂本副会長、やはりそういったことは、影響が出ていますか。

○堂本副会長

いろいろ、あると思います。

○古賀会長

すみません。急に振っちゃって。ということで何か、そういったことも踏まえながらいくと、や

はり、朝霞のみどりというだけではなくて、我々の生活の場を考えていることにつながっているという認識で考えていきたいと思いますので、今日も活発な意見をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従って会議を進めたいと思いますが、この会議は、原則公開の立場をとっております。本日、この会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる際は、傍聴者の入室を許可いたしますので、よろしくお願ひいたします。

事務局、傍聴者の確認をお願いいたします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

現在のところ、傍聴希望者はいません。

○古賀会長

ありがとうございます。

それでは、会議途中からの傍聴者の入室につきましては、その都度、皆様の了承を得ることなく事務局が傍聴者を入室させますので、御了承ください。

続きまして、本日の配付資料の確認を事務局からお願ひいたします。

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

それでは、本日の会議資料について確認させていただきます。

その前に、資料の送付についてですが、先日、木曜日に発送させていただきましたが、多くの方が、今週届いたとお聴きしました。大変遅くなり、申し訳ございませんでした。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

事前配付した資料につきましては、9点でございます。まず、本日の次第。続きまして、資料1－1、「花とみどりのまちづくり構想（第6期）令和6年度事業進捗状況報告書」。資料1－2、「花とみどりのまちづくり構想（第6期）における重点的取組の実績の概要について」。資料2、「計画構成案（案）について」。A3の灰色の分厚い資料3、「重点施策及びみどりの目標（案）」。資料4、「地域別計画（案）について」。参考資料5、「みどりの将来像図（案）について」。参考資料1、「令和7年度第2回朝霞市緑化推進会議の主な意見と対応方針」。最後に、参考資料2、「朝霞市みどりの基本計画策定支援業務 工程表」、になります。

資料はおそろいでしょうか。不足などございましたら、挙手にて教えてください。

資料の確認は、以上となります。

○古賀会長

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして会議を進めたいと思います。

◎2 議題 (1) 花とみどりのまちづくり構想（第6期）令和6年度事業進捗状況報告書（案）について

○古賀会長

次第の2番目、本日の議題は5件あり、配っていただいた資料のボリュームを見てもらうと分かるようになります。かなり多くなっています。いずれの議題に関しても、大変重要な内容になりますので、皆さんと活発に意見交換ができればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題（1）「花とみどりのまちづくり構想（第6期）令和6年度事業進捗状況報告書（案）について」、事務局から説明をお願いします。

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

それでは、議題（1）「花とみどりのまちづくり構想（第6期）令和6年度事業進捗状況報告書について」、御説明させていただきます。

まず始めに、「花とみどりのまちづくり構想」は、現行の「みどりの基本計画」の実効性ある推進を図るとともに、具体的な方向性を提示するための実施計画として、第6期は令和4年度から令和7年度までの重点的な取組を「みどりの基本計画」における「みどりの目標」等の位置付けとひも付けながらまとめたものです。

資料1－1を御覧ください。

「花とみどりのまちづくり構想（第6期）令和6年度事業進捗状況報告書（案）」となっております。こちら、12の重点的取組に関する実績の報告書でございまして、それぞれの取組の「各年度の実績」欄の「令和6年度」の欄に、今回新たに追記したものとなっております。

資料1－2を御覧ください。

「花とみどりのまちづくり構想（第6期）における重点的取組の実績の概要について」として、令和6年度事業進捗状況についてまとめましたので、こちらで御説明させていただきます。

まず、「重点的取組」の1点目、「【1】自然との共生に向けた理解の醸成」につきましては、生き物調査2024を実施するとともに、令和5年度末に作成した生き物マップをホームページや窓口での普及啓発に努めました。

次に、重点的取組の2点目、「【2】水辺環境保全の啓発」につきましては、「朝霞の環境」令和5年度年次報告書を発行いたしました。また、きれいなまちづくり運動や、荒川河川敷不法投棄物一斉撤去を実施いたしました。

次に、重点的取組の3点目、「【3】緑被率調査等の実施・分析を踏まえたみどりの基本計画の改訂」につきましては、生物多様性市民懇談会を開催し、現在進めております「みどりの基本計画」

の策定に当たり、グリーンインフラの多面的効用について、生物多様性の観点から意見交換を実施しました。

次に、重点的取組の4点目、「【4】朝霞市みどりのまちづくり基金による緑化等の支援」につきましては、市民や団体による緑地の保全・緑化活動の支援として、令和4年3月28日に公益財団法人都市緑化機構と「みどり豊かなまちづくりのための包括連携協定」を締結し、都市緑化やみどり豊かなまちづくりを相互協力の下、進めてきました。

これまでの取組としては、シンボルロード内にみどりを生かしたベンチ等を設置した実績があります。また、令和4年度には、この協定に基づき、「みどり豊かなまちづくりに資する寄附型自動販売機」を市内公共施設6か所に設置し、令和6年度末時点では、1か所増え、7か所になっております。右の写真は、朝霞駅南口広場の写真になります。これらの自動販売機で飲物を購入すると、その売上的一部分が、朝霞市みどりのまちづくり基金に寄附されるという社会型の自動販売機となっており、購入する行為が、直接、社会貢献活動につながります。

その他、新電元工業株式会社から、朝霞市みどりのまちづくり基金へ10万円の寄附がありました。

次に、重点的取組の5点目、「【5】休耕期間の緑肥対策事業」に関しましては、農地の保全や耕土の流出防止のために、緑肥作物や景観作物の種子の配布を毎年5月と10月に、継続して実施しております。

重点的取組の6点目、「【6】農業体験の実施」ということで、都市農業に対する理解醸成のために、毎年季節に応じた作物の収穫体験等の機会を設けています。右の写真は、ジャガイモ掘りの写真になります。

重点的取組の7点目、「【7】街路樹管理計画の策定等による公共空間における花や緑の適正管理」につきましては、令和6年度から公園・緑地等の樹木定期点検を実施し、枯損木や敷地外に越境している樹木を把握し、優先的に伐採や剪定を実施しております。

市民等の協働による身近な花や緑の維持管理といたしましては、ボランティア団体数が、前年度と比較すると、道路美化活動団体が1団体減少、公園管理団体が増減なしとなっております。

重点的取組の8点目、「【8】基地跡地公園の整備・シンボルロードの管理」につきましては、緑化重点地区の緑化推進として、市による植栽の剪定・ごみ拾い等の維持管理のほか、イベントを実施した後は、主催者側で清掃活動なども行われました。

また、にぎわいづくりの拠点としての機能の発揮につきましては、彩夏祭やASAKA STREET TERRACEが開催されました。また、冬のイベントとして、イルミネーション「あさか冬のあかりテラス2024」を開催いたしました。右の写真は、イルミネーションの写真となり

ます。また、朝霞駅周辺地区の官民連携エリアプラットフォーム「あさかエリアデザイン会議」によって、ちいさなテラスが年2回開催されるとともに、実証実験「公共空間にフードトラックが時々来る風景」として、市役所前広場でキッチンカーが出店されました。

市民参加の公園づくりといたしましては、「シンボルロード管理運営を考える会議」を開催し、シンボルロードの緑地管理をテーマに、今後の管理方針などについて話し合いました。

続きまして、重点的取組の9点目、「【9】学校の壁面・屋上緑化及び校庭芝生化の維持管理事業」につきましては、暑さ対策や砂塵対策、けが防止のために、学校の施設の壁面緑化や屋上緑化、芝生化した校庭の維持管理をそれぞれの小中学校が継続的に実施しております。

次に、重点的取組の10点目、「【10】まぼりみなみ公園・まぼりひがし公園・(仮称)宮戸2丁目公園の利用ルールづくり及び施設整備」につきましては、地域のニーズにあった公園を地域住民と共につくる内容となっておりまして、令和6年度は、地域の方々と新しい公園の利用ルールを考えるワークショップを開催し、ボール遊びコートの開閉時間やペットの立入りなどについて意見が出されました。

次に、重点的取組の11点目、「【11】みどり空間の魅力向上施策の検討」につきましては、市民がお互いに目配りできる「地域の庭」として、従来の画一的な禁止看板ではなく、利用者のモラルに働き掛けられるサインの再整備を実施する公園の検討として、重点的取組10番目の「まぼりみなみ公園」「まぼりひがし公園」「(仮称)宮戸二丁目公園」を候補として検討し、ワークショップでも意見を募った結果、園内に設置する注意看板にQRコードを印刷し、詳細な利用ルールについては、スマートフォンで確認できるようにいたしました。

子供の外遊び場の創出としては、移動式プレーパーク「プレーパークキャラバン」を実施し、北割公園、北朝霞公園、島の上公園、城山公園、泉水公園、根岸台自然公園、弁財公園、宮台公園、宮戸ハケタ公園、向原公園の計10公園で、合計30回開催いたしました。

次に、重点的取組の12点目、「【12】公園施設長寿命化計画に基づく施設の補修・更新及び計画の改訂」につきましては、老朽化が進んでおります公園の施設を、市民が安全に安心して利用できるようにするという取組で、これまで多くの都市公園において、ブランコ、シーソーなどの遊具の更新工事を実施いたしました。令和6年度につきましては、滝の根公園の木製アスレチック遊具を一部更新しました。右の写真は、工事完了後の新しい遊具になります。

資料の1-1を昨年度令和6年度の事業進捗状況報告書として発行するに当たり、修正が必要な箇所等があれば、御意見頂ければ幸いでございます。

説明は、以上です。

○古賀会長

ありがとうございました。

資料 1－1について、事務局から説明がありました。

何か意見、御質問等があれば、挙手にてお願ひいたします。

田島委員。

○田島委員

まず、冒頭ですね、資料の送付が遅れたということで、もう機先を制せられていたので、何かこちらで一言、言おうと思いますけれども、これだけボリュームのある資料を二日間で理解しろというのは、結構無理な話だと思いますので、今後は是非よろしくお願ひしたいと思います。

私からはそんなに大きなことは言えないのですが、単純なところで、この資料 1－1 と資料 1－2 は合体というか、一緒にできないのですか。今、説明を受けて、資料 1－2 の分は、資料 1－1 の頭を持ってきたら、もっと分かりやすいのではないかと単純に思いました。

その中で、ちょっと幾つか。本当に細かいことばかりで申し訳ありません。

まず、この資料 1－1、例えば 5 ページ、「施策の方針」ということで、「①」「②」「③」「④」とありますが、この数字は、私はよく理解できなかったのですが、これはどういうことか、ちょっと教えていただければと思います。

それから、同じく 6 ページ。これは、これまでの会議で御説明があったかもしれません、「【5】休耕期間の緑肥対策事業」の「事業内容」で、「農業者を対象に緑肥作物の種子を配布する。」と。この配布の仕方というのは、どういうふうになさっているか。ちょっと私が聴き漏らしたかもしれません、配布の仕方もちょっと教えていただければと思います。

「【6】農業体験の実施」、これを読みまして、親子を含む子供たちに、より多く体験させてほしいと思ったのですが、資料 1－2 の方も 2 ページの上に写真がありましたので、私は、参加していないから分からなかったのですが、子供が参加されているようなので。ただ、より多く、親子を含む子供たちにこういう体験をさせていただきたいなというふうに思いました。

あと、資料 1－2 の「【2】水辺環境保全の啓発」ですけれども、これも単純な質問というか、きれいなまちづくり運動が、35, 466 人参加したと。荒川河川敷不法投棄物一斉撤去は、14 人ですね。この差はとても大きいなと思って、私は、この一斉撤去に参加していないのに偉そうなことと言えませんけれども、ちょっと差が大き過ぎるなど。この一斉撤去、14 人では、なかなかできないのではないか。この告知の方法であるとか、そういうのをちょっと検討なさった方がいいのではないかというふうに思いました。

それからもう一つ、同じく資料 1－2 の 2 ページですが、このイルミネーションの場所は、どこでしょうか。と言うのも、私の率直な感想として、どうも、朝霞駅周辺の方が、朝霞台駅よりもす

ごく重点的になさっているような気がしております。駅の利用者は、圧倒的に朝霞台駅・北朝霞駅の方が多いわけですが、やはり市役所がある関係か、朝霞駅をすごく、そこに予算とか配布なさっているような気がします。ひがみもありますが、是非、朝霞台の方にもこういう対応をお願いしたいなという要望でございますけれども、お願いいいたします。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

何点かあった御質問に答えたいと思いますが、順番が前後して申し訳ありませんが、まず、資料1－1の5ページ目、施策の方針の「①」「②」「③」「④」が何かという御質問だったと思いますが、こちら現行の「みどりの基本計画」の施策の体系として「みどりの目標」というのがまず（1）（2）（3）と三つあります。その目標に対して、「施策の方針」が、それぞれ①、②、③となっているのですが、上から「生き物のすみかを守る」「ふるさとの風景を守る」「みどりを守る担い手を育てる」については、現行の「みどりの基本計画」のみどりの目標「（1）緑と水辺を守る」の「施策の方針」となっておりまして、③が重なっている一番下の「③市民や事業者とみどりをふやす」については、みどりの目標の「（2）花や緑を育てつなぐ」の「施策の方針」の③ということです。

資料1－1と1－2まとめ掲載した方が良いのではないかという御意見については、従来、資料1－1のみを掲載していたところですが、両方掲載した方が分かりやすいという御意見だと思いますので、再度検討させていただきたいと思います。

○古賀会長

四方田課長補佐。

○事務局・四方田みどり公園課長補佐

今の資料1－2に合わせて、施策体系が付いてないのでちょっと分かりづらいということで、次回それを付けさせていただきたいと思います。

御質問がありました、緑被植物の配布ですけれども、これは、産業振興課が農家に向けて、御希望される方へお配りしているものなので、一般の方には、連絡は行っていないかと思います。

○田島委員

ごめんなさい。一般に対するではなくて、農業者の方にどういうふうに配布なさっているかというのを教えてほしいなと思います。

○事務局・四方田みどり公園課長補佐

市役所の方に種を用意しておりますので、希望の農家の方が取りに来るという形だったと思いま
すが、所管課に確認いたします。

あと、「きれいなまちづくり運動」の人数ですが、これは、広く広報とかでも呼び掛けをしまし
て、多くの方に御参加いただいているのですが、自治会町内会にも御希望される数をお伺いしまし
て、実施される自治会町内会に、手袋とごみ袋を配布させていただいている。なので、その人数
なんです。荒川河川敷不法投棄物一斉撤去というのは、これは、広報では呼び掛けはいるのです
が、荒川の方で、住宅のそばではないということ、恐らくですが、以前は、例えば野球のチームと
かボランティア団体とかが参加されていたのですが、以前、荒川の河川敷は、不法投棄がすごく多
くて、ごみもすごくあったんです。今は、もちろんごみを拾えばたくさんあるのですが、参加数は
ちょっと減っている、ごみも減っているという状況で、この人数で回ると思っているところです。

シンボルロードの写真は、この写真がどこかというのは、これは、場所はシンボルロードになります。朝霞台駅の方が、乗車数も多いし利用者も多いということは承知しているのですが、今後につきましては、こういった御意見を踏まえて検討をしてまいりたいと考えております。

あと、農業体験の写真が、家族ですかというところでしょうか。これにつきましては、広報とかで参加者を呼び掛けているのですが、私もうろ覚えではあるのですが、一組という形で、大体は、御家族で御参加されているというところだと思います。

御質問、以上でよろしいでしょうか。

○田島委員

この写真がではなく、参加者を増やす手立てを考えてほしいという要望です。

○事務局・四方田みどり公園課長補佐

農業体験についてでしょうか。

所管課に御意見の方を伝えさせていただきます。

○古賀会長

ありがとうございました。

ほか、御意見、御質問ありますでしょうか。

なければ、まだボリュームがありますので、次に行かせていただいてよろしいですか。

◎2 議題 (2) 計画構成 (案) について

○古賀会長

それでは、議題 (2) 「計画構成 (案) について」、事務局から説明をお願いいたします。

四方田課長補佐。

○事務局・四方田みどり公園課長補佐

それでは、議題（2）「計画構成（案）について」御説明いたします。

資料2を御覧ください。

現在、1月頃を予定しております、市民コメント実施に向け計画書の素案作成を進めているところです。計画書は、昨年度の現況調査から今年度の施策の方針、地域別計画などの緑化推進会議の中で検討してきた内容について、公表用資料として取りまとめるものです。

計画書の構成は、資料2に示す内容で検討しております、これは、私の手元にあるのですが、国土交通省が監修しています日本公園緑地協会が発行しております「緑の基本計画ハンドブック」に準じた構成としています。

第1章は、「計画の基本的事項」として、「計画の目的」「計画の位置づけ」「計画の構成」としています。

第2章は、「みどりの現状と課題」として、「朝霞市のみどりの推移」「これまでの取り組みの成果」「みどりに対する意識・意向」「みどりのはたらきから見た朝霞市」、そして、これらを総括する「みどりの課題」としています。

第3章は、「みどりの将来像と基本方針」としています。

第4章は、「みどりの指針」としており、みどりの将来像の実現に向け、後に示す施策の展開において、みどりの指針に位置付けられるみどりの力を理解し、その効果の発現を目指すガイドラインの役割を担う項目とするように検討しております。

第5章は、「みどりの取組」とその重点施策を取りまとめます。

第6章は、地域別計画とし、第7章は、「計画の実現に向けて」とし、計画の推進体制や進行管理の考え方を位置付けるように検討しています。

また、資料編を設け、これまで検討してきた内容で、本編を補足する上で掲載した方が良いと考えるものを取りまとめる予定です。

計画の構成案の説明は、以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

資料2について、事務局から説明がありました。

こちらの構成案について、御意見、御質問があればお願ひいたします。

堂本副会長。

○堂本副会長

構成についてのことになると思いますが、何回もこのやり取りしているし、第1章の計画の位置付けとか背景というのは、ある程度、これまでの整理されている中で議論したという形になるんでしょうか。その辺は、どういう状況なのでしょうか。

というのも、再確認ですけれど、第4章で具体的な取組、指針があるわけですが、例えば私なんかがよく関わる「生き物の生息空間」とかが出てくるわけですが、当然、そういった方向というのは、計画の背景として、例えば昨年国が出した「緑の基本方針」に、人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市というのがうたわれているわけですが、そういった背景があって、朝霞市でもそういう取組をしますというのが、スムーズに流れていいのですが、ちょっとそこら辺を確認したかったので。

○古賀会長

山下さん、お願いします。

○事務局・株式会社地球スケッチ山下氏

ありがとうございます。

昨年の緑化推進会議の最初の部分で、「みどりの基本計画」の位置付けですか、社会的な背景について、簡単ではございますが御紹介させていただきました。また、この一年で環境省の方で新しい法律ができたりとか、そういった政策動向も、近年目まぐるしく変わっておりますので、その辺り、この1年の中でも更新していかなければいけない部分がございます。先ほど御指摘のあった「ネイチャーポジティブ」や「30 by 30」「OECM」「自然共生サイト」、この辺りの取組についての政策動向については、計画策定の背景として押さえなければならない項目として考えておりますので、次回の素案の中では、記述される内容と考えております。また、当初の中でも簡単ではございますが、昨年ちょっと触れさせていただきました。

○堂本副会長

ありがとうございます。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、御意見ありますか。

大貫委員。

○大貫委員

ちょっと細かな表現のところなのですが、5章の1－5の横に「ウォーカブル」というカタカナ用語が書いてあるのですが、ちょっとほか会議の場でもあるのですが、カタカナ用語をちゃんと同じ視点で皆さんのが理解できればいいのですが、私、今ここでスマホで調べると、A I の回答が三つ

出てくるんです。なので、もし、これを使うのであれば注釈を付けるか、若しくは、分かりやすい表現にしていただいた方が助かるかなと。ちょっとほかにもあるかどうか分かりませんが、その視点で確認されると有り難いです。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、ありますか。

そうですね、「ウォーカブル」とか、あと「公園DX」とかその辺でしょうか。

よろしくお願ひいたします。

ほか、なければ。これから大分重くなるみたいなので、先に先に進めさせていただきたいと思います。

◎2 議題（3）重点施策及びみどりの目標（案）について

○古賀会長

質疑等ないようですので、議題（3）「重点施策及びみどりの目標（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

四方田課長補佐。

○事務局・四方田みどり公園課長補佐

それでは、議題（3）「重点施策及びみどりの目標（案）について」、御説明いたします。

資料3を御覧ください。

重点施策については、前回会議で御提示した施策メニューの中で、本市のみどりが抱える課題への対応として特に重要なものを、「重点施策」として位置付けています。

2ページ、3ページを御覧ください。

このページは、施策の体系を示しています。まず最初に、前回会議で御提示した施策について、修正点がございますので説明いたします。

みどりの将来像の実現に向けた三つの「基本方針」に基づく「施策の柱」、「基本施策」、具体的な取組となる「個別施策」を体系として示しています。「基本施策」の一番下、「みどりの交流の拡大」ですが、元の「みどり空間の公開」からタイトルを修正し、個別施策を包括するタイトルに直しております。

「個別施策」は、前回資料においては、施策メニューを再掲するものがありましたが、「再掲」をなくし、青文字で示す位置に集約しています。

また、3ページの中央部分にあります赤文字の「公共施設」、こちらにつきましては、植栽管理指針の策定について、対象空間を追記する修正となっています。

また、施策の方針についてですが、前回の会議資料においては、個票型式で内容を整理していましたが、計画書としてはその概要を掲載し、個票型式で取りまとめたものは、資料編に掲載する方向で検討しております。

次に、「重点施策」についてです。「基本施策」のメニューで、緑色の星印で示したものを重点施策とするように検討しております。「重点施策」は、重要な取組として「目標」を位置付けており、進捗状況をチェックし、着実な進行管理を図る施策として位置付けています。

次ページ以降、重点施策について説明します。

4ページから22ページは、施策の方針をまとめています。重点施策として、基本施策を赤文字で示しています。また、個別施策の内容の加筆修正箇所も赤文字で示しています。

ここで、資料の修正が3箇所ございます。

一つ目が、18ページの「基本施策（2）みどりの普及啓発の推進」に、赤字で「重点施策」と記載がありますが、これは誤りであるため、削除をお願いします。

二つ目が、20ページの「基本施策（2）情報発信の強化と充実」を重点施策に位置付けておりますが、記載が漏れていますので、「重点施策」と追記をお願いします。

三つ目が、22ページの「基本施策（3）みどりの交流の拡大」に「重点施策」と記載がありますが、誤りであるため、この「重点施策」というのを削除でお願いします。

申し訳ございませんでした。

23ページを御覧ください。

こちらに重点施策の内容を一覧としてまとめております。一覧には、「計画目標」と「将来目標」を記しています。「計画目標」は、10年間の計画期間内で着実な実行を図るもの、「将来目標」は、計画期間内に実行に努め、その後実現したい大きなものを掲げています。

まず、最初に、表の一番上、1-1「(1) 樹林地・樹木の担保性の向上」を重点施策に位置付けています。

本市の樹林地は減少傾向にあり、市域に占める民有地の樹林地の割合は、1973年（昭和48年）の5.71%から2023年（令和5年）の1.6%へと減り続けています。市民の暮らしを支え、豊かにする樹林地を保全するため、現在残されている樹林地について、都市緑地法や朝霞市緑化推進条例などの法令に基づく保全制度を活用し、樹林地の担保性を向上させることで、将来にわたって樹林地が残されることを目指しています。

具体的な計画目標としては、特別緑地保全地区についての現況の約2.1ヘクタールに約0.6

ヘクタールの上乗せを目指しており、具体的には、宮戸緑地に隣接する田んぼを新たに特別緑地保全地区として指定拡大するなど、既存の特別緑地保全地区と一体となっている良好な樹林地でありますながら指定されていない区域の指定を検討しております。

次に、1－1「(2) 里山保全活動の推進」を重点施策に位置付けています。

市内には、斜面林が残存しており、その一部は、特別緑地保全地区や保護地区に指定され、市民グループによる里山保全活動が進められています。しかしながら、大きくなつた樹木の間伐が行われていないため、近年は、樹林の老木化、過密化などが進み、その結果、ナラ枯れなどの被害が発生しています。さらに、明るい落葉の森から常緑の森へと姿を変えつつあり、暗く利用しづらくなったり、動植物の生息空間の多様性の低下などが進んでいます。

これらの課題に対応するため、国では、樹林更新のための機能維持増進事業制度が創設されたところです。今後の樹林地管理では、公共事業による間伐と里山ボランティア活動が連携して進められる必要があります。どのように森づくりを進めていくか、共有するビジョンと具体的な行動計画が必要になることから、計画目標は、「里山管理ガイドラインの策定・運用」を位置付けています。

次に、1－2「(1) 湧水の保全」を重点施策に位置付けています。

湧水の保全及び都市型水害の防止を図るために、地域の健全な水循環を保全再生する必要があります。この課題に対応するため、雨水貯留浸透施設の設置を推進し、地下水かん養を促し、湧水を保全するとともに、都市水害を防ぐ健全な水循環の実現を目指す内容としています。

目標内容は、地域の水循環の保全再生を先導する役割として、公共空間における「雨水貯留浸透施設等の設置推進」を位置付けています。

次に、1－3「(1) 公園の整備推進」を重点施策に位置付けています。

本市は、都市公園の整備水準が低く課題となっており、身近な公園と拠点となる公園の整備推進が必要とされています。

目標内容は、身近な公園の整備として整備が予定されている「まほりみなみ公園の整備」、国道254号バイパスの延伸と連動して拡張整備が検討されている「内間木公園の拡張整備」を位置付けています。また、基地跡地公園については、事業化に向けて大きなハードルがありますが、計画決定されることや、公園緑地分野のマスタープランである本計画において、その実現に向けた方針をうたう必要があるものと考え、位置付けています。

次に1－3「(3) 公園の維持管理の充実」を重点施策に位置付けています。

都市公園では、整備から長い時間が経過した公園が多くあり、施設の老朽化とともに植栽樹の倒木や落枝による危険性が高まっています。今まででは、植栽したものはできるだけ伐採しない考えが基本でしたが、これからは、樹木の健康を保つ植栽密度の調整や剪定を行う必要があります。ま

た、新規の植栽時には、維持管理性を踏まえた樹種選定も必要になります。持続性のある植栽管理が必要であることから、目標内容として、「公園等植栽管理指針の策定・運用」を位置付けています。

1－4 「(2) ウオーカブルな空間整備」を重点施策に位置付けています。

これまでのまちづくりは、自動車中心に考えられてきた傾向があり、高齢の方や誰もが安全に快適に移動し、気軽に休める場所が不足していました。今後のまちづくりにおいては、「ひと中心」の視点に立ち返り、市民が心身ともに健康で豊かに暮らせる「歩きたくなるまち」を目指し、ウォーカブルな空間づくりを進める内容を位置付けています。

目標内容は、今後予定している、駅西口富士見通線などのウォーカブル空間の整備を位置付けています。

2－1 「(2) 担い手の連携の拡充」を重点施策に位置付けています。

都市のみどりを維持し、その機能を十分に発揮し続けるためには、行政の力だけではなく、市民、民間事業者、農業者など多様な主体が協力し、それぞれの持つ知識と経験、意欲や創造性を生かすことが必要です。この課題に対応するため、市では、活動団体と管理に困る緑地とのマッチングやボランティア団体間の交流の促進、公募設置管理制度（Park-PFI）などの活用といった民間事業者の参画の促進を位置付けています。

計画目標としては、「Park-PFI事業者による内間木公園の運営」を位置付けています。

次に、2－4 「(1) 財源の確保と活用」を重点施策に位置付けています。

快適で安全なまちづくりに公園整備や緑地の保全は欠かせません。しかし、限られた財源の中で、みどりへの投資を継続するのは大きな課題です。本市では、将来にわたり豊かなみどりを守り育てるため、地域防災力の向上や、みどりの量的・質的保全につながる国の支援（補助金）を活用するとともに、「みどりのまちづくり基金」の運用を継続・強化し、多様な財源を確保することを目指します。

計画目標としては、樹林地管理における新たな国の中間制度「機能維持増進事業の活用」を考えており、この補助金の活用により、里山再生を推進したいと考えています。

2－4 「(2) みどり・公園DXの推進」を重点施策に位置付けています。

近年、公園管理の業務負担が増加し、従来のやり方では、みどりの質を維持し続けることが難しくなっています。これらの課題に対応するため、本市では、暮らしに欠かせない公園や緑地を未来にわたって守り、快適さを維持していくために、デジタル技術を活用した維持管理業務の効率化やみどりの普及啓発などの検討を進めています。

計画目標としては、「公園台帳のデジタル化」、長期的にはデジタル技術の活用により効率的なみ

どり・公園管理を実現する内容を位置付けています。

次に、3－1 「(2) 情報発信の強化と充実」を重点施策に位置付けています。

市内の豊かなみどりや水辺、そして地域に根差した市民活動こそが、朝霞らしい豊かな暮らしをつくり出す大切な土台であると捉えています。しかし、せっかくのすばらしいイベントやみどりの魅力が、市民の皆さんに十分に届いていない現状があります。情報が届かなければ、緑化活動への参加や、地域の楽しみを見つけるきっかけも生まれません。そこで市では、市民とみどりをより強くつなぐため、情報発信の強化を重点施策として検討しています。

計画目標としては、「自ら情報発信できるオンラインプラットフォームの導入」を検討しています。

次に、3－2 「(1) みどりを楽しむ」を重点施策に位置付けています。

現代の都市生活において、みどりは単なる癒しではなく、暮らしを支える基盤として考えられています。ヒートアイランド現象の緩和や、災害への備え、そして市民一人一人の心身の健康と地域のつながりを再生する役割を果たします。本市は、このみどりが持つ多面的な価値が生かされる暮らしの実現に向け、市内に様々な形で存在するみどりに触れ、楽しむ場や機会を充実していくことを目指しています。家庭菜園や地産地消、みどりのイベントへの参加などのメニューを検討していますが、計画目標としては、「グリーントレイルマップの更新」により、黒目川を始めとする市内のみどり資源を活用した健康づくりを推進する内容を検討しています。

重点施策の説明については、以上となります。

また、資料の2ページ以降は、参考資料に掲載予定の施策の方針の個票となります。前回会議からの修正箇所を赤文字で記しています。

説明は、以上です。

○古賀会長

ありがとうございました。

盛りだくさんでした。内容がかなり多いので、ここに時間を割きたいと思いますので、何か御質問や御意見等あれば、挙手にてお願いいいたします。

大橋委員。

○大橋委員

23ページの「重点施策と目標」の2－1、「みどりの担い手の育成と連携」のところで、Park-PFI事業者による運営ということで、これは多分、民間の運営に任せるということだと思うのですが、これは、今まで朝霞市内でどこかでやった例というのはあるのでしょうか。

○古賀会長

四方田課長補佐。

○事務局・四方田みどり公園課長補佐

朝霞市では、事例はございません。

○大橋委員

では、今後計画をしているということで、よろしいでしょうか。

○古賀会長

最近だと、入間市で Park – PFI を始める動きがあつたりとか、あと、さいたま市もやっていますし、私どもの会社は、江戸川区で Park – PFI 事業に参画させてもらっています。なので、近くの公共団体で民間の活力を使った形での公園の運営ですとか整備などを含めた形の Park – PFI というのが、結構増えています。一番近頃多いのが、福岡市だと思います。

○大橋委員

分かりました。ありがとうございます。

1点ちょっと前に戻るのですが、寄附金付きの自動販売機というのがあるじゃないですか。あれは、朝霞市で自動販売機を買って、それを設置しているということでよろしいですか。

○古賀会長

鈴木係長。

○事務局・鈴木みどり公園係長

寄附型自販機につきましては、飲料メーカーにお話して、寄附型自販機の方を、今、公園だと青葉台公園と北朝霞が野球場のところなんですけれども、そちらに設置しております。

○大橋委員

非常に面白いアイディアだなと思って。ありがとうございます。

○古賀会長

ほか、御意見、御質問あればお願いします。

堂本副会長。

○堂本副会長

何点があるのですが、まず、4ページ目の「樹林地・樹木の担保性の向上」という形で説明があって、実際に今、念頭に置いているのは、宮戸の斜面林の隣の田んぼだと思いますが、「樹林地・樹林」だけではなく、「樹林地・樹林等」にしておいた方がいいのかなと思ったのですが、ちょっとその辺は、その方が適切かなと思いました。いい取組だと思います。

それと、8ページ目、ずっと基地跡地のことが気になっているのですが、先ほど、この「みどりの基本計画」の背景のことをどう書かれますかと聴いたと思うんですけど、要するに、国の方で

は、「ネイチャーポジティブ」だとか「30 by 30」とか自然共生サイトを増やしましょうとやつてているわけですから、そこは、やはり公的な土地が最も可能性が高いわけです。価値があると思うのですが。

それを考えると、基地跡地公園の整備推進というのは、すぐにお返事できないとは思いますが、ここは、本当に国と協力して、自然共生サイトを目指すとか、ネイチャーポジティブの朝霞の拠点にするですか、踏み込んだ書きぶりが、僕はあった方がいいかなと。国として、30%、確保することが目標ですが、もちろん、山の方と平野では違うと思いますが、市街地は市街地で、できる貢献というのがあると、やはり、基地跡地は政府の方針に合った取組をしますという形で、くださいと堂々と言えるのではないかと私は思いますけれども。すぐには答えられないと思いますが。でも、そういうことが提案できるような、何か書きぶりというのがあっても良いのではないかなどといふうに私は思います。

必ずしも、自然共生サイトにしたからといって、従前の都市公園的な利用ができないとかではなく、例えば埼玉県内ですと、上尾市の丸山公園、通常の総合公園ですけれど、エリアを区切って自然共生サイトに認定されました。私、それをちょっとお手伝いしているのですが、人工的な池に、エコトーンを作つてですね、確実に成果が表れています。基地跡地も自然共生サイトを目指せる可能性があると思うので、何かこの辺、ちょっと含みのある表現があるとうれしいなという感じがいたしました。

あと、9ページ目の重点事項で、「公園の維持管理の充実」ということですが、これもやはり、国の緑の基本計画の中で、「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」として示されているわけですから、その辺を意識した書きぶりもあってもいいのかなというふうに、私自身は思います。

それと、最後ですが、14ページ目、「担い手の連携の拡充」、これはすごく大事なことなのですが、結局、マッチングって結構、どこの自治体も苦労されているんです。マッチングする、要するに、コーディネート役をどう確保するかというのがポイントで、その辺は、現状でどう考えているのかなど。多分、今の役所の体制の中でマッチングするというのは、結構しんどいのではないかと思いますし、それから、マッチングするというのは、結構トライアンドエラーで、いろんなところの企業とか団体に声を掛けて、失敗も多いわけじゃないですか。しかも、結構フットワーク軽く動かないと無理だと思うのですが、その辺を行政体だけでできるのかというと、結構しんどいのかなと思うので、その辺も今後、重点ということであれば、その仕組みというか、どうマッチングしていく組織を作るのかというのもあっていいのかなと思いました。

以上です。すみません、長くなつて。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほかに、御意見、御質問ありますか。

大貫委員。

○大貫委員

3－1の（2）ですか、情報発信のことがここに書かれていて、大変重要なと私は思っています。

私のことで言うと、今、紙ベースの新聞を取っていないという状況で、先ほど、田島委員から荒川河川敷の不法投棄物一斉撤去が、広報というか案内が足りないのではないかという話がありましたが、私は、これは認知できてなかったんですね。昔ですと、新聞に県の広報が入ってきて、県とかの広報の中にそういうことが御案内されていたという状況になっていたと思うのですが、今、ちょっと電子的な情報を取るという皆さんが多くなっているので、ちょっとそこら辺のところは、重点的に、今、紙ベースの広報があるから、それを補完するための情報発信というレベルではなくて、それが、そもそもないんだよというレベルぐらいの情報発信ができるようなレベルで、考えていただけたらいいなと思いますのでよろしくお願ひします。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほかに、何かありますでしょうか。

田島委員。

○田島委員

すみません、余り私、知識がないので表層的な質問しかできないのですが、5点か6点、ちょっと細かいところです。

まず、4ページですが、これも私の直感ですが、下の方に「⑤景観重要樹木の指定」とありますが、私、まちを歩いていてコナラの保存樹木がやたら多いように思うので、非常に木としてのバランスが偏っているんじゃないかなと。木に掛かっていますよね。あれを見ていつも思うのですが、コナラがそんなに大切なのかな、それは大切でしょうねけれども、この辺のバランスが必要ではないかというふうに、ちょっと個人的に思っております。

それから、5ページ目の赤文字のところ、これは、非常に良いことが書いてあるなど。私も実際、農家の出なのですが、森というのは、本当に収入源になりにくいんです。農家の方、林業とか森とかを持っていらっしゃる方は、現金収入とかが非常に苦労なさっていると思うのですが、やはり、こういう下草を刈るとかそういうところ、所有者への協力は、やはり行政として、社会と

して必要ではないかなというふうに思っております。

それから、11ページですが、これも赤文字の真ん中のところ、「ひと中心」の視点に立ち返り、「うんぬん」と書いてありますが、なかんずく、私は、子供とお年寄りを対象に、是非、まちづくりを考えてほしい。これからを担っていくのは、やはり子供ですから、子供のためにまちづくりを、ちょっとそういう視点でお考えいただきたいというふうに思います。

あと、19ページ目、私、これも赤文字の「国の支援（補助金）」というところ、先ほど御説明がありました。ちょっと私、「みどりのまちづくり基金」というのは、よく分からぬのですが、国は、御承知のとおり1,200兆円を超えるような借金を負っているわけですから、余り国の支援に期待するよりも、前回の会議で大貫委員がおっしゃっていた、何か事例の紹介をなされましたか、どこかの企業が何かスポンサー的になってという話があったように思うのですが、やはり、市として、財源を確保する手立てを、難しいでしようけれども考えていく必要がある。やはり、国におんぶに抱っこというか、国とか市への補助金を当てにするというのは、もうそろそろ脱皮した方がいいのではないかと、私は、個人的に思っております。

あと、20ページ目ですが、これもどなたかがおっしゃっていたと思うのですが、私自身も彩夏祭というのは、踊っている方は楽しいけれど、見ている方はどうなのかなと。私、四国に長いこと住んでいましたが、やはり、高知のよさこいと徳島の阿波踊り、私は、圧倒的に阿波踊りの方が好きなのですが、やはり見て楽しいと。そういう観点から、私は昔ながらの地域の盆踊り、これをやって、朝霞市をより魅力的にできないかなというふうに、常々ちょっと思っております。

最後でございますが、23ページの下の方の欄外に、「計画目標は10年間の計画期間内」とあります、この10年間というのは、いつからいつまでなのかを、ちょっと資料で私分からないので、教えていただければと思います。

以上でございます。

○古賀会長

ありがとうございます。

鈴木係長。

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

昨年度から各委員には御参加していただいて、「みどりの基本計画」の方、いろいろと御意見を頂いているところなのですが、こちらの計画は、令和8年度からの10年間の計画を策定することを予定して、皆さんにお集まりいただいているような形でございます。

以上です。

○古賀会長

ほか、御意見ありますか。

柴野委員。

○柴野委員

23ページの2-1「みどりの担い手の育成と連携」のところで、先ほどのPark-PFI事業者による運営というお話を聴きましたが、今、内間木公園は、朝霞市文化・スポーツ振興公社の方で管理をやられていると思いますが、この公社というのは、Park-PFI事業者の範ちゅうには入らないのでしょうか。

ここに、「内間木公園の運営」とありますが、これは、担い手を増やして連携していくという方針ということでおろしかったでしょうか。

○古賀会長

ありがとうございます。

松下課長。

○事務局・松下みどり公園課長

すみません、順不同ではございますけれども、まず、内間木公園の考え方ですが、令和5年度末に、内間木公園の拡張整備ということで、お隣の「憩いの湯」を含めた拡張整備に向けた基本構想が令和5年度末に出来上がっているところですが、まだ整備計画等を作っているわけではございません。今、国道254号バイパスの整備の進捗に合わせまして、今後、ここに書いてありますPark-PFIの事業等の概要も視野に入れまして、検討を進めていくという状況でございます。

○古賀会長

今の管理はどういう感じなんですか。柴野委員がおっしゃった、公社というのが気になって。

鈴木係長。

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

現在は、委員おっしゃるとおり朝霞市文化・スポーツ振興公社が指定管理者となり、内間木公園と中央公園と青葉台公園を管理していただいているところでございます。

指定管理者制度としては、5年の指定管理期間がありまして、その後、更新していくような形で運営をしているところでございます。

今後、Park-PFIの事業者選定の際には、文化・スポーツ振興公社も手を挙げていただくのであれば、事業者の一候補になり得ると想定しております。以上です。

○柴野委員

Park-PFI事業者の中の位置付けなんですか、その公社の。

○古賀会長

鈴木係長。

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

どの事業者に担っていただくというのは、これからのお話でして、それをどういった形で選定していくのかは、これからなのですが、選定した結果、公社になるかもしれないし、そのほかの民間事業者になるかもしれないという状況です。

確定はしていないのですが、手を挙げていただければ、一事業者候補として我々は選定させていただく流れだと。

○古賀会長

ちょっと間違っているかもしれません、指定管理というのは、基本、管理だけです。Park-PFIは、整備を行う工事と設計と、その後15年、20年という間の管理運営まで含めたものがPark-PFIであって、指定管理とPark-PFIというのは、ちょっと違っていて、おっしゃっている、公社が事業者として入る場合は、恐らく、管理運営を公社がやるとするならば、工事をする業者とか、設計をする業者とかと組んで出られるか、若しくは、自分たちでやるかという形になるかと思います。

○事務局・鈴木みどり公園係長

すみません。

○柴野委員

では、ごみ収集とかあいいったものは、あくまで指定管理の人がやるのでなく、市の方で選定しているということ。

○事務局・鈴木みどり公園係長

そうです。

○柴野委員

分かりました。ありがとうございます。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、御質問等あれば、お願いします。

なければ、次の議題に移りたいと思います。

◎2 議題 (4) 地域別計画（案）について

○古賀会長

そうしましたら、議題3の質疑等がないようですので、議題(4)「地域別計画（案）について

て」、事務局から説明をお願いします。

四方田課長補佐。

○事務局・四方田みどり公園課長補佐

それでは、議題（4）「地域別計画（案）について」、御説明いたします。

資料4を御覧ください。

地域別計画の地域割は、市が定めております都市計画マスタープランに準じて、内間木地域、北部地域、東部地域、西部地域、南部地域としています。地域別計画は、地域別の「みどりのカルテ」と「みどりの方針」から構成されます。

2ページと3ページを御覧ください。

こちらは、内間木地域のみどりのカルテとなります。みどりのカルテは、市民アンケート調査によるみどりへの意識や評価を取りまとめているほか、多面的なみどりのはたらきの視点による地域のみどりの特色を取りまとめています。前回の検討委員会で御提示した内容を基に、再構成しています。

4ページを御覧ください。

地域別のみどりの方針は、各地域における主要な課題を整理するとともに、主な取組を取りまとめています。こちらも、前回委員会で御提示した内容を基に作成しています。

5ページは、みどりの方針図を配置していまして、みどりの現況をベースに示し、みどりの拠点と軸、みどりの取組を示しています。

内間木地域のみどりの拠点としては、荒川、朝霞調整池周辺、内間木公園を位置付け、みどりの軸は河川の軸と、今後国道254号バイパスの整備に伴い、道路緑化によるみどりのネットワークが形成されると見込まれる区間を図示しています。

みどりの取組としては、施設緑地と地域性緑地の現況を示しておりますが、計画が示せるもの、内間木地域では内間木公園の拡張整備を図示しています。

また、面的取組として、内間木地域の全域において、農地の保全、雨水貯留や緑化の誘導を位置付け、また、国道254号バイパスの沿道における都市補完機能の整備に連動して、グリーンインフラの充実を目指す内容を位置付けています。

地域別計画は、以上のような構成でほかの地域もまとめています。

9ページを御覧ください。

北部地域では、北朝霞駅周辺のウォーカブル空間の整備、朝志ヶ丘付近での公園不足域の解消検討などを位置付けています。低地面では、新河岸川や黒目川の水辺環境の保全と活用のほか、農とのふれあい空間の保全などを位置付けています。新規の取組としては、宮戸特別緑地保全地区の指

定範囲の拡大を位置付けています。現況指定範囲の樹林地の北側に位置する田んぼについて、拡大する方針です。

13ページの東部地域の方針図を御覧ください。

駅周辺では、ウォーカブル空間の整備、根岸台などの生産緑地が分布する場所では、身近な都市農地の保全を位置付けています。崖線部では、斜面林の保全や湧水の保全を位置付けており、低地面では、国道254号バイパス沿道における都市機能の充実に合わせたグリーンインフラの整備促進などを位置付けています。

次に、17ページの西部地域の方針図を御覧ください。

本地域は、公園が特に不足しているため、公園不足域の解消に向けた検討のほか、農とのふれあい空間の保全、黒目川の水辺環境の保全と活用などを位置付けています。

次に、21ページの南部地域の方針図を御覧ください。

この地域では、基地跡地公園の整備推進のほか、シンボルロードの緑地管理の推進、駅周辺のウォーカブル空間の整備などを位置付けています。また、市南部周辺の緑地群として、みどりの拠点を位置付けています。自衛隊基地の敷地はみどりを多く抱え、また、和光市の県営樹林公園や理化学研究所、練馬区の大泉中央公園、新座市市営墓苑などと連なって、大きな緑地を形成しています。これらの緑地群は、ヒートアイランド現象の緩和や一帯の水文環境の保全、広域的なエコロジカルネットワークの形成を図る上で重要な役割を果たしており、市内においては、自衛隊基地の敷地であることから、みどりの利用効果というより存在効果として重要なはたらきがあると考えられることから、市域をまたぐみどりの拠点として位置付けています。

説明は、以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

前回まで皆さんが話してきたかと思うのですが、地球スケッチの山下さんを中心にまとめてもらったカルテが、具体的な絵になって出てきていますので、非常に分かりやすくなつたと思います。

皆様から、御質問や御意見がありましたら、挙手にてお願ひいたします。

堂本副会長。

○堂本副会長

グリーンインフラという言葉が幾つか出でますが、例えば4ページ目の内間木地区で、今、国道254号バイパスが計画されていますが、その「バイパス等の整備に伴う周辺地域の開発においては、グリーンインフラを踏まえた環境や景観に配慮した取り組みの促進を検討します。」と書かれていますが、現地の具体的なイメージというのは、どういうものを念頭に置いて、グリーンイン

フランクというのを書かれているのかお聴かせいただければなと。多分、市民の方がこれをぱっと見て、何のことだろうというふうになりかねないと思うのですが。

○古賀会長

村沢審議監。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

今、御質問のあった4ページの③のbになるかと思いますが、バイパス等が整備された暁には、国道254号バイパスの沿道の土地利用について、地区計画ですとかそういうものを都市計画の制度の一つとして、住民の皆さんや地権者の皆さんで話し合ってやっていく手法はありますよという提案はしております。

それについては、今後また、まだ素案なので地元の人にお話していくのですが、そうでなくとも、市街化調整区域に建てられるものというのは許可できてしまいます。そういったときに、グリーンインフラといつてもいろんなものがあり、こちらは、雨が多く降るとどうしても水が溜まってしまう地域ですので、浸透は難しいですが、そういった水を貯留するために、貯留施設を率先して設けていただくようなお願いをしていくことが考えられます。

あとは、国道254号バイパスの沿道の緑化というのも、埼玉県がどのように進めるか分かりませんが、1期整備工事では、どうしても沿道の緑化が思うように進んでいなくて、草ぼうぼうになってしまふという意見も内間木の方からも出ています。そういったところで、維持管理をしっかりとできるような沿道の緑化や、それに伴う土地の利用に関しても、率先して緑化していただくお願い、助言指導をどんどんしていきましょうというところなど。今、具体的に言える内容としては、そのぐらいになります。

○古賀会長

よろしいですか。

○堂本副会長

多分、それなりに土地利用が進んでいく中で、ここの中間木地区の、もちろん地域に住んでいる方々の利便性とか住まい方ということが第一に考えられるんだと思いますが、ここに持っている自然環境の良さとかというのを、道路事業ができるだけ失わないような仕掛けというか、提案というのが、グリーンインフラという言葉の中に込められているのかなと思ってお聴きしたのですが。

多分、このバイパスが通れば、こちら側の荒川の自然環境と、こちら側の斜面林、あるいは黒目川と、普通に言えば自然環境の分断なんですよね。それを分断しないような工夫というのが、これは、朝霞市の仕事というよりも県の道路事業の仕事になっていくとは思いますが、そういったことが、こういった計画の背景を踏まえて、道路事業者とやり取りされていくのかなと。あるいは、

やり取りしていただきたいなということの希望を込めて聴いているのですが。

○古賀会長

村沢審議監。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

この資料で、「バイパス等の整備に伴う周辺地域の開発において」と書かれてしまっているので、今、堂本副会長の御指摘を含めまして、バイパスで分断されてしまう道路事業、それについても県とお話ししながら、何とかネットワークとしてつながるような手法がないかとか、そういうところも含めて、県に申し入れもしますし、一緒に考えていくべきを含めた文言になるように修正します。

○堂本副会長

ありがとうございます。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、御意見ありますか。

大貫委員。

○大貫委員

ちょっとみどりの視点から外れる部分も、もしかしたらあるかもしれないですが。私は、内間木地区に住んでいまして、この2、3、4、5ページが該当します。

ここのはかに、内間木地区の特徴として、やはり地盤が低いので、内水に対する対応が必要だとかいう部分が出てきているのですが、一方、触れ合う拠点としては、内間木公園だとか朝霞水門、朝霞調整池ですか、その辺りを拠点としてということがあります。

朝霞水門、朝霞調整池付近に、実は、国交省が管理している朝霞調整池を予定していた遊休地があつて、そこに内水氾濫用の貯留施設を作ろうかというような方向性が、若干話し合われていると思います。

この機会に、ここをちょっと触れ合う拠点とするならば、この付近は、河川敷に野球の、子供たちが野球をするスポーツ施設があつたりとか、ちょっとほかの会議でもありましたか、サイクリングとかロードバイクみたいなものを乗られている方が、朝霞水門の辺りで集合して、ちょっとたむろしているみたいな形があつたりしますので、この内水の貯留施設を作るときに、できれば秋ヶ瀬の方に野球場だとかサッカー場がありますよね。いっそのこと、こっちに持ってきて、貯留施設兼野球場、グラウンドみたいなものが作れると、ちょっと触れ合う場もありますし、みどりも多いところですので、いいコミュニティ広場になるかなと思いますので、ちょっとそういうことも含めて

検討を考えて、上げていただけるといいかなと思います。要望です。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

今、大貫委員が、お住まいのところで見られたように、各お住まいのところで見ていただくと分かりやすいのかなと思うのですが。

ほかになければ、次に進ませていただきますがよろしいでしょうか。

◎2 議題 (5) みどりの将来像図（案）について

○古賀会長

そうしましたら、資料4について説明が終わりましたので、次は、議題(5)「みどりの将来像図（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

地球スケッチ山下さん。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

それでは、資料5「みどりの将来像図（案）」について御説明いたします。

「みどりの将来像図」とは、「みどりの基本計画」などの都市計画や地域の緑化計画において、将来的に目指す緑地の在り方を具体的に示すための概念図や計画図のことです。

都市に住む人々がみどりと共生し、健康で快適、安全、かつ持続可能な生活を送れるよう、みどりが都市環境や市民生活に深く関わり、積極的に活用されている理想的な姿を描くものです。

2ページ、3ページのみどりの将来像図を御覧ください。

「みどりの拠点」は、みどりのグラデーションで囲んだ箇所を位置付けています。

朝霞の森（基地跡地）などの拠点は、本市における重要なみどりのストック、資源であり、その特色を生かした保全整備・管理運営を行い、次世代に継承する内容を位置付けています。荒川、そして、市南部周辺の緑地群は、広域的なみどりのネットワークを構成する重要なみどりとして位置付けています。

「みどりの軸」としては、「河川軸」と「道路軸」を位置付けています。

朝霞市のみどりの取組は、自然立地に即して、その性質が異なると考えられるため、「武蔵野台地面」「荒川低地面」、これらの境界部に位置する「地形のひだ」を位置付けています。

「武蔵野台地面」では、武蔵野の面影をキーワードに、畠地や樹林の保全を位置付けているほか、おおむね市街化区域に当てはまることから、まちづくりにおけるグリーンインフラの拡充に係

る内容を位置付けています。「荒川低地面」では、農地の多面的はたらきに着目した地域環境の保全のほか、国道254号バイパス整備に連動した沿道エリアのみどりの拡充を位置付けています。「地形のひだ」では、本市の自然資源や歴史文化資源が、おおむねこの位置にあることから、これらの保全を位置付けています。

このほか、都市公園などの位置を示しながら、公園不足域の位置を示し、公園不足域の解消検討を位置付けています。駅周辺エリアでは、みどりと調和したウォーカブル空間の整備を位置付けています。

また、みどりの将来像図において、「緑化重点地区」を市全域に設定することを示しています。本市においては、都市公園の量が不足していることや、農地や樹林地が減少傾向にあることから、市全域を緑化の推進に配慮を加えるべき「緑化重点地区」に位置付け、みどりの保全・整備と質の向上を図る位置付けとしています。

説明は、以上となります。

○古賀会長

ありがとうございます。

今、説明がありましたが、御意見、御質問があればお願ひいたします。

すみません、1点いいですか。この議題の「みどりの将来像図」というのは、この地域別計画の案に出てくる整備の絵を全部合わせたら、大体同じような感じですよね。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

市全域を示す、A4の1枚に市全域を収めるものですから、地域別計画の全てを盛り込むと分からなくなってしまいます。朝霞市のみどりの構造的なものを理解するところにフォーカスして、まとめたものになります。

○古賀会長

分かりました。

御意見ないですか。

田島委員。

○田島委員

すみません、間違っているかもしれません、「みどりの将来像図」、2ページの。ごめんなさい、私の認識が未熟なせいですが、現状の図。それで、将来像図はこうですよという展開ではないのですか。現状はどうなのかというのが、ちょっとよく分かっていないのですが。

○古賀会長

地球スケッチ山下さん。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

みどりの大きな構造を表現するとしますと、将来像図と現状が、おおむね似通つてくるかと思います。朝霞市においては、残されているみどりが限られていますので、それを残すということも重要でありますので、現状のみどりをしっかりととした拠点として位置付けて、それを後世につなげていきたいということを示すことが主なものになっているのと、一般的には、みどりの将来像図では、みどりのことにしか触れないのですが、朝霞市の「みどりの基本計画」においては、みどりのない一般の市街地面においても、雨水の浸透に配慮しましょうとか、そういった細かなことの位置付けを行っていきたいと思っておりまして、そのような内容を位置付けています。

おおむね、現況と似通つたものに、結果としてなっております。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、何かありますか。

堂本副会長。

○堂本副会長

こういう整理をされて分かりやすくなっているのですが、どうしてもこういう書き方をすると、今おっしゃったように、現状とそれほど、ぱっと見た目は変わらないということなのですが。変わってくるとすると質なんですね。放っておくと質は悪くなるし、手を加えると質は良くなる。それは、例えば生物多様性という切り口一つとってもそうだと思いますが、その辺が何かちょっと表現できるような書きぶりがあると、将来これは、ちゃんと市民も含めてみんなで関わっていかないと、この質を保てませんよということが必要になってくるのかなというふうに思ったので、ちょっと今対案がないのですが、そういう切り口でちょっと見てみると、まだ書きぶりがあるかなと思いました。すいません、何かそんなことばかり言っていて申し訳ないのですが。

○古賀会長

ありがとうございます。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

大変今の、量的なみどりの確保の時代から、みどりの質を高めていかなければならないということが非常に課題となっている中で、今の日本の緑地政策とか、あとはネイチャーポジティブも含めまして、そのような政策動向かと思いますので、御指摘の内容を踏まえまして、取りまとめていきたいと思っております。

特に、過去の委員会において御提示させていただきました、基本方針やみどりの指針につきましては、量的な確保という点はもちろんですけれども、質的な、みどりの質に関してかなり力を入れ

て、こうあるべきだと、これを目指しましょうという内容を書いていくような形で資料づくりを進めておりますので、また次回、素案という形で最終系に近いものを御提示させていただきますので、その段階でも皆様に御意見を頂ければと思っております。

○古賀会長

ありがとうございます。

恐らく、緑化推進会議ずっと話した内容で、やっぱりその量が減るのは、もう致し方ない部分もあるのだけれども、いかに朝霞らしいみどりを残すかというところが一番重要ということで、恐らく、今回のこの緑化の中に地球スケッチみたいな分析というものが入ってきたんだと思っていまして、それを今、堂本副会長がおっしゃったように、いわゆる質という部分をどうやって表現していくかが、恐らくほかの市とかとの緑化推進の、みどりのマスタープランと変わってくる、特色が出ると思うんですね。

特に朝霞市の場合は、武蔵野の台地があって、崖線があって、低地まであって、すごくそういう層が如実に表れていて、それが縮図のように現われている、すごくいい環境にあると思いますので、その中で都市化することによってなくなったみどりも、どうやって質を上げて、すごく濃いものにしていくかというのを我々が話し合っているところで、その辺を十分に表現していただけたらと思います。

何か、ほかに御意見ありますでしょうか。

ちょっとですね、今日4時までの予定で時間的余裕がありますので、予定ではないのですが、振り返りも含めてですね、今まで話した議題（1）から（5）までの中で、何か言い忘れたこととかあれば、今、お伺いしますがいかがでしょうか。

田島委員。

○田島委員

ちょっと教えてほしいのですが、資料3の「参考資料編」の3ページ。

1-1で「樹林地と農地の保全」ということですが、これは私、かねがねちょっとと思っていることなのですが、右の下の方に「交付金額」とございますが、まず一つは、費用対効果というのはどうなのかというのが一つ。

それから、私が住んでいるところにも、実は、保護樹木というのがあって、お金も頂いているのですが、このお金は、本当に必要なのかなと。木を特に消毒したり、何か剪定したり、そういうことをするわけでもなくして、ただ木がそこにあるだけで、お金を交付されるというのは、ちょっともったいないのではないかという気がするのですが。これを廃止すれば、反対だという人も必ずおられるのでしょうかけれども、限られたお金を有効に使うためには、こういうことをちょっと見直す

ことも必要ではないかなと、個人的には思っております。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

増田委員。

○増田委員

資料3ですけれども、「重点施策及びみどりの目標（案）」ですが、近年、倒木とか落木といったことがすごく多く取り上げられていて、朝霞市でも桜をはじめケヤキから、公園もそうですし、普通のお宅の木もそうですし、大きい木の管理というのが、どういうふうになっているのかなというところは、常々思うところなのですが。市民の方からの御相談を受けたときに、その木の管理は学校だからとか、その木の管理は公園だからとか、その木の管理は道路整備だからということが多いです。

この施策の中で、やはりこの管理というところで、公園の管理の中に樹木の整備とかが入ってきたり、公共施設のみどりの管理だったり、結構ばらけているような感じがするんですよね。それぞれで管理をしているという認識ではあるのですが、そこを更に管理して統括して、朝霞市の樹木をきちんと管理をするような仕組みというのではないかなと思って。これだと、課をまたいだりして漏れが出てくるのではないかというところで。

実際に、朝霞市内でも小学校の桜の木が落木したりということもありまして、それというのは、学校がその木の管理をどこまでできているかというところを、どこが管理していたのかなというところなのですが。公園の整備にしても、公園の整備全体としての補助金なり、お金、予算が組まれていると思いますが、その中で木の管理に関して、どれだけ市としてお金を使うとか、そういう認識があるのかどうか。今後、植えればいいということではなく、命も脅かしてくるような、倒木とか落木とか、台風とかが増えてきてるので、きちんとした朝霞市の木の管理というところをどういうふうに考えているのか、伺いたいと思っています。

○古賀会長

ありがとうございます。

村沢審議監。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

御意見ありがとうございます。

庁内でいろいろお話を聞いていても、やはり、学校の樹木やほかの施設の樹木が大きくなり過ぎ

て、どういうふうに管理していったらいいか分からぬという所管課等もございまして、みどり公園課も含めて、コンサルタントともお話していく中で、今、施策の方で、参考資料編の15ページですが、1-3「公園の整備・管理」の「②維持管理性と美観を保つ公園等植栽管理指針の策定」とあります。どうしてもこれだけ読んでしまうと、公園というふうな感じで、書きぶりは、一応、公園に限らず朝霞市の公共施設、若しくは、民地の植栽にも生かせるような剪定の方法や害虫対策、そういうものの指針を作りたいというふうに、思いは書いてあるのですが、「公園等」と書いてしまうと、やはり公園だけと思われてしまうので、その辺の書き方も検討します。一応、思いはですね、朝霞市のみどり全般に対して、そういう管理の指針みたいなものを作つて、それを民間の方も使える、各公共施設の管理者も使える。それで、コストを抑えて年間を通して大きな木は切る、切つたら捕植するのかとか、そういうものを考えていくべきと考えております。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほかにありますか。

堂本副会長。

○堂本副会長

この計画の議論というよりも、まちなかで屋敷林とか私有林を持つというのは、地主の方も、相当精神的にきつい状況なんです。私が所属する会も、市街地から山間部まで、いろいろなところに樹林を持っています。台風とか熱帯低気圧とか、あるいは、先週の強風なんかが来るたびに、もうドキドキですよ。私どもは組織ですから、市街地で管理しているところは、保険を掛けていますが、損害賠償保険は、瑕疵がないと下りないと下りないですからね。自然災害であれば、それはもうやむを得ないですということになります。じゃあ、被害を受けた方、どっちが持つかという話になるわけで、屋敷林の地主の方々は大変です。しかも、最後は相続税が来るわけですから、そうすると、それは本当に市民全員で、その屋敷林を持って地域に貢献している方々の気持ちを汲んで、応援団にならない限り駄目だと思いますし、それは、維持管理もそうですし、いろいろな市の助成金とともに、やはり、僕はもっと手厚くやらないと残らないと思います。多分、昨日まで見てきたところはないですよ。

私は今、ほかに住んでいますけれど、最近やけに富士山が見えるねと、かみさんが言って、あそこの屋敷林がなくなつたから眺めが良くなつただけの話で、すごい悲しむべきことです。それは地主さんが悪いわけではないので。やはり市民が全員そのみどりの問題を共有して受け止めていただかないと、絶対に残らないと思います。まず、そこからだだと思いますけれども。

○古賀会長

ありがとうございます。

藤井委員。

○藤井委員

今の皆さんのお意見を聴いて、それにつなげてですけれども、公園と公園以外の樹木も、市内の方の、育ちすぎて大径木化して危ないというところがあるというので、今見ていた15ページの市民や活動団体による管理運営、これ、朝霞の森は、朝霞の森のボランティアをやっている方たち、あと里山のボランティアをやっている方たちというふうに、やってはいるのですが、やっぱり市内の民有地の樹木に関しては、手を付けられていないというか、担い手をもっと広く募集、市で募集できたら、もうちょっとやる人が増えたら全域でそういう、危ないものの管理をしながら、森林を守っていこう、みどりを大事にしていこうという意識が芽生えるのではないかなと思います。

今、現状結構管理というか、そのボランティア団体、参加している人たちというのは、人数が限られていて、なかなか人手が足りなくて、里山でしたら3か所をやるので、毎週やって、結構精一杯みたいなところがあるので、ほかの場所もとなると、本当にもっと朝霞市全体で、みんなでやっていこうという、そういう広報も必要かなと思います。

あともう一つ、資料3の2-4「みどりの支援体制の強化」の「(2) みどり・公園DXの推進」ですが、このDX化というのが、具体的には、公園台帳のデジタル化というのを、台帳を朝霞市でみんなで見れるようにするということなのでしょうか。市役所での管理ということではなくて、朝霞全体、市民も見られるということになるのでしょうか。この台帳の管理というのが、ちょっと具体的な内容が分からぬので、倒木しそうな樹木という、そういうことも含めたものなのでしょうかというのを教えていただきたいと思います。

○古賀会長

ありがとうございます。

松下課長。

○事務局・松下みどり公園課長

今の御質問で、まずは、みどり・公園DXのところの公園台帳ですが、今、我々のみどり公園課の方にある公園台帳というものは、デジタル化は行っていませんので、今、紙の状態になってしまっています。それは、今後オープン化といいますか、デジタル化を行ってですね、ほかの市民の方にも見ていただけるような、そういったことで今後は進めて行かなければいけないなというので、これを記載しています。

例えばこの中でイベント情報とかの中に、今後そういう、倒木情報ですね、危ない木などがあつ

た場合には、イベント情報等を使って周知していくことは重要であると考えています。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

大貫委員。

○大貫委員

恐らく、民有地の樹木の管理とか支援というところで、ちょっと要望的になりますが、やっぱり木を持っていて、一番何にお金が掛かるかというと、剪定したごみの処分。ここのお金が掛かるというのが一番メンタルに来ますね。なので、そこにお金が掛かるから切るのをためらうとかいうところになっているので、できれば、その切った、剪定した枝とかを何らかの資源として活用できるシステムづくりを、ちょっと市の方で、行政の方で考えていただいて、民間と協力するなり何なりで、ちょっと格安で引き取ってもらうのが一番いいのではないか、無料で引き取ってもらえると良いのですが、そこがあれば、職人に切ってもらうお金は、正直なくてもいいのかなと、私は思っているのですが。そこら辺をちょっと、エコロジーも含めて、ちょっとシステムづくりがあるといいかなと思います。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

松下課長。

○事務局・松下みどり公園課長

民有地にある樹木について、今現在は、そういう取組は行ってはいないのですが、今後、例えばそこで出た木材をウッドチップ化しようとか、そういう取組を行っている自治体もあるかもしれませんので、まずは、そういうところの情報収集の方に努めていきたいと考えています。

○古賀会長

どうぞ。

○事務局・四方田みどり公園課長補佐

すみません。では補足で、資料3の参考資料編26ページ、「③みどりのリサイクルの推進」ということで、今、委員がおっしゃられたように、落ち葉や剪定枝などを利用して、活用することを検討しています。そういうこともこの計画の中でうたいまして、是非、ごみとして捨てるのではなく、活用していきたいなということでこの中に入っています。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございました。

ほかは、大丈夫ですか。御意見ありますか。

藤井委員。

○藤井委員

今の大貫委員のお話ですが、みどり公園課の皆さんにお答えされていた話題ですが、朝霞の森とか、斜面林で切り倒した木をまき割りをして、キャンプファイヤーとか、あと今度、仲間のイベントで、まきとして売るという、そういう活用もあります。結構、まきを使いたいという方が多いので、そういう方への提供とか、ただ、やっぱり人手が必要だなという問題もあります。そうですね、なので、民有地の木なんかもそうやって活用させていただけたらすごくいいなと思います。

あと、木のチップにして公園に使う、遊歩道で使うとか、そういう取組も、是非、市でもやつていただけたらなと思います。

○古賀会長

はい、ありがとうございます。

ほかは、何かありますか。

田島委員。

○田島委員

先ほど、保護樹木の交付は不要じゃないかと申し上げていたのですが、私の認識は、ちょっと団地内にあるとか、マンションの中にあるとかそういう認識でしたので、何かちょっと聴いていたら、民有地の中にある部分とかいうのが、保護樹木でもあるみたいなんで、ちょっとその認識がありませんでしたので、ちょっとそれは取り消しとしてすみません。

その上でですね、ちょっと2点ほどありますが、まず、資料1-1の中段に、「朝霞の環境」；年1回発行」とありますが、後でこれ、ちょっと余り言ったことがないのですが、どういうところに配慮なさっているのかというのをちょっと教えてほしいということ。

もう一点、私、民間企業おりましたので、認識が少し違うかもしれませんけども、この資料全体ですね、本目標及び計画、将来像等の多くを具現化するというのは、容易なことではないと思います。達成するには、多くの人と金が当然必要になると思いますけれども、私、前もちょっと申し上げたことがあると思いますが、これは、理由を付けて取り組む、あるいは、定量的評価ができるよう、可能な限り目標の数値化をする必要があるというように、私、ちょっと民間企業おりましたので、全てが大体数値化された目標に対する達成で評価されますので、ちょっとそういうとこ

ろ、検討しますとか目指しますとか、そういう文言が非常に多いので、どうなのかなと思いました。

すいません、以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

四方田課長補佐。

○事務局・四方田みどり公園課長補佐

まず、「朝霞の環境」の件ですが、環境推進課が環境基本計画に基づいて数値目標を定めたものが書かれています。ボリュームがありますが、ホームページの「朝霞の環境」で検索していただきまますと、直近で令和5年度なのですが、その内容は掲載されております。

今、改定しているこの「みどりの基本計画」の目標の数値化の話ですよね。そちらについては検討してまいりたいと思います。

以上です。

○古賀会長

はい、ありがとうございました。

ほか、ありますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、議題（1）から（5）まで終わりまして、時間があって振り返りもさせてもらって、今日は大変有意義な議論ができたと思います。

本日の審議会の議論を踏まえて、必要に応じて資料の修正等は、事務局の方でよろしくお願ひします。会議終了後に、まだ言い足りなかつたことですとか、ちょっともう少し言いたいことがあれば、質問票で事務局の方に伝えていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎3 伝達事項

○古賀会長

最後に、続きまして、次第3「伝達事項」を事務局から説明をお願いいたします。

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

今回、配付資料の中に、参考資料として1と2がございます。

参考資料1につきましては、前回の緑化推進会議で出た主な意見と対応方針をまとめたものでございます。

参考資料2は、工程表です。次回の緑化推進会議は、来年1月中旬の開催を予定しております。

開催日が決定いたしましたら、開催通知を送らせていただきますので、御確認ください。

以上です。

○古賀会長

ありがとうございました。

本日の議事は、これで終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

◎ 4 閉会

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

それでは、以上を持ちまして、令和7年度第3回朝霞市緑化推進会議を閉会いたします。

議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございます。